掘削開口部への転落防止対策

墜落転落ー21

工事内容	落石防止柵修繕工事
危険性等発生	☐ 災防協パトロール ☒ 店社パトロール ☐ 作業所の巡視 ｜ その他（　　）

危険状況を示す内容・写真

掘削（深さ2．1m）した開口部箇所の養生（柵・囲い）がない

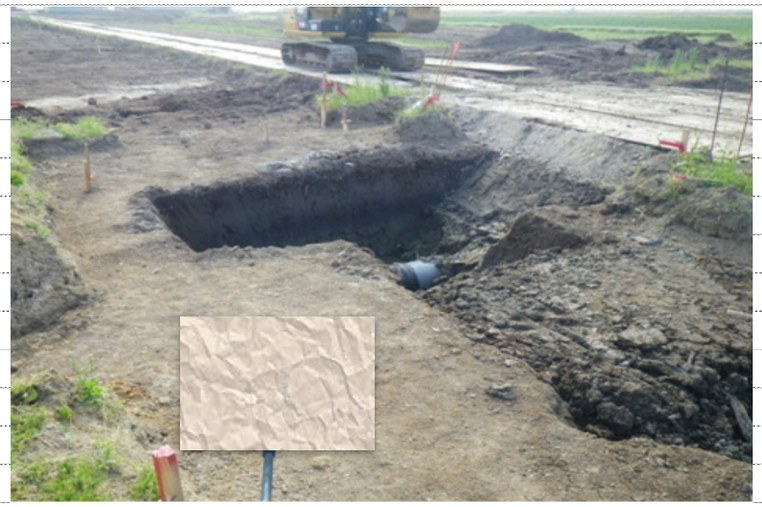

改善記録（写真、略図等）

鉄ピン、トラロープを用いて立入禁止とした。

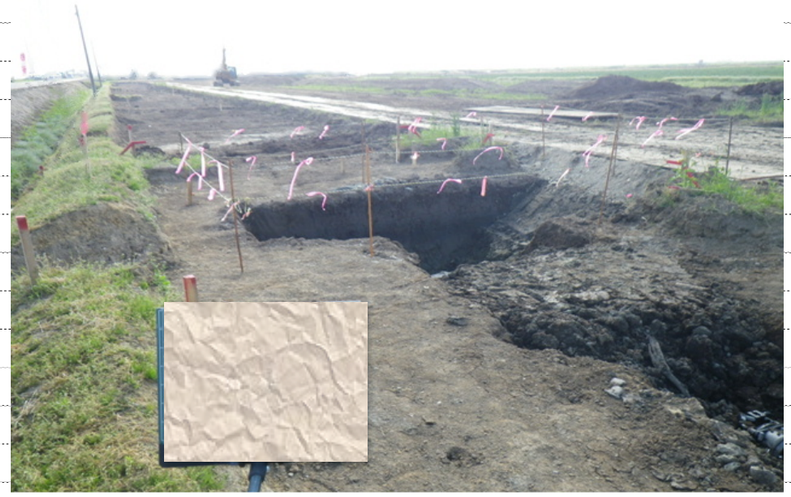

具体的な問題点の把握と評価の低減対策の検討

番号	問題点の把握	リスク評価 重大性	可能性	評価	危険度	危険性又は有害性の評価の低減対策	対策後再評価 重大性	可能性	評価	危険度	関係法令	コメント（追記・確認すべき事項）
1	労働者が墜落する	3	3	9	C	掘削箇所を立入禁止とした	2	2	4	D	安衛法第530条	「開口部」「立入禁止」等の表示があれば更によい。

重大性	評点	評価基準	可能性	評点	評価基準	評価（乗算）		危険度	危険度の基準
死亡災害	5	死亡又は重度の災害	極めて高い	5	発生する可能性が非常に高い。（三大災害が該当、注意して居ても起こる）	16～25	必須	A	工法、設備などの抜本的な対策が必要。
重度な災害	4	長期入院を要す	高い	4	多く発生する可能性がある。（注意して居れば防ぐ事可能）	12～15	最優先	B	作業内容、作業手順を再検討する必要がある。
中度な災害	3	休業4日以上	ある	3	時々発生する。（注意して居れば殆ど防ぐ事可能）	8～10	優先	C	当該作業箇所の危険要因を低減する必要がある。
軽度な災害	2	休業4日未満	低い	2	まれに発生する可能性がある。（注意して居れば発生しない）	4～6	許容	D	作業開始前に安全指示を行う必要がある。
軽微な災害	1	不休災害	極めて低い	1	ほとんどない。（注意して居なくても発生しない）	1～3	無視	E	特に対策の必要ない。

①再評価の重大性低減措置について（可能性が2以下の場合は、重大性を−2まで低減することができる）